

食 品 安 全 委 員 会 第 173 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 19 年 1 月 11 日（木） 14:00 ～15:35

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

（1）農薬専門調査会における審議状況について

・「カズサホス」に関する意見・情報の募集について

（2）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

・「ジェランガム K3B646」に関する意見・情報の募集について

（3）米国の対日輸出認定施設の現地調査等の報告について

（厚生労働省及び農林水産省からの報告）

（4）BSE 対策に関する調査結果の報告について（厚生労働省からの報告）

（5）米国 BSE サーベイランス見直しに対する見解について（報告）

（6）動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の運営について

（ポジティブリスト制度導入に伴う評価体制強化に関する事項）（報告）

（7）平成 19 年度食品安全委員会予算（案）の概要及び組織・定員要求の結果について

（報告）

（8）平成 19 年度食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補について（報告）

（9）その他

4. 出席者

（委員）

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、本間委員

（説明者）

厚生労働省 道野輸入食品安全対策室長

農林水産省 川島国際衛生対策室長

（事務局）

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長

5. 配布資料

- 資料 1 農薬専門調査会における審議状況について
- 資料 2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について
- 資料 3 米国における対日輸出認定施設の現地査察について
- 資料 4 BSE 対策に関する調査結果（平成 18 年 10 月末現在）
- 資料 5 米国 BSE サーベイランス見直しに対する見解について
- 資料 6 動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の運営について
- 資料 7 平成 19 年度食品安全委員会予算（案）の概要
- 資料 8 平成 19 年度食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補について（報告）
- 資料 9 EFSA GBR 評価手法改正案に対するコメント
- 資料 10 薬剤耐性菌に関するWGの体制の変更について

6. 議事内容

○見上委員長 ただ今から「食品安全委員会」第 173 回の会合を開催いたします。

本日は、6 人の委員が出席です。

また、厚生労働省から、道野輸入食品安全対策室長。農林水産省から、川島国際衛生対策室長に御出席いただいております。

それでは、会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に「食品安全委員会（第 173 回会合）議事次第」がございますので、御覧いただき、資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、10 点ございます。

資料 1 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 2 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」。

資料 3 が「米国における対日輸出認定施設の現地査察について」。

資料 4 が「BSE 対策に関する調査結果（平成 18 年 10 月末現在）」。

資料 5 が「米国 BSE サーベイランス見直しに対する見解について」。

資料 6 が「動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の運営について」。

資料 7 が「平成 19 年度食品安全委員会予算（案）の概要」。

資料 8 が「平成 19 年度食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補について（報告）」。

資料 9 が「EFSA GBR 評価手法改正案に対するコメント」。

資料 10 が「薬剤耐性菌に関する WG の体制の変更について」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。

「（１）農薬専門調査会における審議状況について」でございます。

「カズサホス」につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

○國枝評価課長 それでは、資料 1 を御覧いただきたいと思います。「農薬専門調査会における審議状況について」です。

厚生労働省から食品安全委員会に意見を求められました、カズサホスに係る食品健康影響評価につきましては、昨年の 11 月 20 日に開催されました、第 6 回農薬専門調査会総合評価第二部会及び 12 月 6 日に開催されました、第 8 回農薬専門調査会幹事会において審議され、審議結果（案）が取りまとめられました。

本日、御了解をいただきましたら、本会議終了後から 2 月 9 日までの 30 日間、国民への意見・情報の募集を行いたいと思います。

3 ページを御覧いただきたいと思います。

カズサホスにつきましては、既に食品安全委員会で一度食品健康影響評価が終了しておりますものでございまして、今回は、大豆、エダマメ、シソ、ネギ、バレイショについての適用拡大があったということでの食品健康影響評価になります。

したがって、評価書そのものについては、前回のものとそれほど大きな変わりはありません。

13 ページをご覧いただきたいと思います。

変更箇所としましては、先ほどお話をしました適用拡大の部分について、13 ページの残留試験が追加になっておりまして、実際の結果については、32 ページからが作物残留試験の成績ということになります。

33 ページの下の方になりますが、大豆、エダマメ、シソ、ネギ、34 ページのバレイショが今回、追加になっております。

あと、従来から、食品中に摂取されるカズサホスの推定摂取量の部分について、残留値と国民についてのフードファクターをかけて、どれぐらい摂取するかという推定摂取量を試みているということで、14 ページの表 9 の部分に、今回の適用拡大された部分が入っております。

以上が変更点ということで、それ以外については変更はございません。

ちなみに、29 ページを御覧いただきたいと思いますが、ここの部分だけ簡単に御説明いたしますと、ADI については 0.00025mg/kg 体重/ 日ということで設定されております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明等につきまして、御意見、御質問がありましたらよろしくお願いします。

小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 前回の評価のときに言うべき問題だったかもしれないんですが、29 ページの最後に、 0.00025mg/kg 体重/ 日となっておりますね。これは、例えばヒトを 50kg としますと、 $0.0125\mu\text{g}$ 一日許容摂取量ということになるんですが、32 ページの残留値を見ますと、例えばレタスの高いのは 0.005 ということで、 10g 食べると 0.05 になって、ヒトの摂取許容量をオーバーすると思うんですが、その辺はどういうふうにと考えたらよろしいのでしょうか。

○國枝評価課長 これは、14 ページを御覧いただきたいと思います。

今、レタスを例示されておりましたけれども、毎日レタスを食べているわけではないと思いますので、14 ページの表のところにありますが、国民平均ですので、もちろんたくさん食べられる方もいらっしゃるんですけども、平均で見ますと、フードファクターは 6.1g/人/日 ということになります。

確かに小泉先生がおっしゃられましたように、レタスそのものを毎日たくさん食べれば、若干問題はあるかもしれませんが、ただ、これは残留しているということで、もちろん洗ったりとかもしますので、あくまでも単純に残留していて、それがそのままという形式のものでございますので、それで見るときにもどうなのかという形で計算がされているものでございます。

○小泉委員 この平均摂取量 0.02 になっています。14 ページの国民平均の摂取量 1 人当たり 0.02 ぐらいだとね。

そうすると、今回は計算すると、体重 50kg の人だと 0.0125 になるんです。ちょっと計算間違えているかもしれません。平均摂取量がもう既に許容量をオーバーするということにはならないのでしょうか。mg だから ppm ですよ。

○國枝評価課長 μg なので、mg のまた 10 の -3 乗しますね。

○小泉委員 ということは、 $25\mu\text{g}$ になるわけですね。分かりました。済みません。計算

で桁を間違いました。

それともう一点、お願いします。

26 ページの総合評価なのですが、かなりの部分が結果のサマリーが書かれているように思うんです。27 ページの下 4 行目から評価だと思うんですが、その 4 行が 29 ページと文言がほとんど重なっているように思うんですが、この辺は少し整理した方がよろしいんじゃないでしょうか。

○國枝評価課長 整理させていただきます。

○見上委員長 外にございませんか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見情報の募集の受付に入ることにいたします。

次の議題に移らせていただきます。

「（２）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」でございます。

「ジェランガム K3B646」につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

○國枝評価課長 それでは、資料 2 を御覧いただきたいと思います。「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」ということですが、厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められました、ジェランガム K3B646 に係る食品健康影響評価については、昨年の 12 月 18 日に開催されました、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議され、結論が取りまとめられました。

本日、御了解いただきましたならば、委員会終了後から 2 月 9 日までの 30 日間、国民への意見情報の募集を行いたいと思います。

1 ページ目に、これまでの審議の経緯の記載がございます。

2 ページ、審議概要について御説明をしたいと思います。

「II 申請添加物の概要」ということで、品目としては、ジェランガム K3B646 ということで、性質ということで、品質向上を目的として行われたものでございます。

真ん中辺に書いてございますけれども、ジェランガムというのは、*Sphingomonas elodea* の培養液から得られたグルコース・グルクロン酸・グルコース・ラムノースの 4 つの糖を繰り返し構造を持つ直鎖上の多糖類でございまして、食品添加物の中でも増粘安定剤ということで幅広く食品に使われているものでございます。ジェランガムは、食品添加物公定書にも収載されておりまして、成分規格が設定されているものでございます。

現行の生産株から生産されるジェランガムにつきましては、微量のアリルスルファターゼ及びβ-グルクロニターゼを産出するために、乳製品（ミルクプリン、ハードヨーグル

ト) の乳タンパクの安定化とか分散、あるいは食感の改良等に用いた際に、超高温の殺菌処理を行いますと、乳製品中にある p-クレゾール硫酸抱合体及び p-クレゾールグルクロン酸抱合体から、アリルスルファターゼ及び β -グルクロニターゼの作用によって p-クレゾールが生成し、これが異臭味の原因となっているということでございます。

この問題を解決するために、アリルスルファターゼ及び β -グルクロニターゼをコードする *atsA* 遺伝子及び *gusA* 遺伝子を不活性化することを目的として開発された GBAD-1 株により産生されたものがジェランガム K3B646 でございます。

対象添加物に該当するか否かということで、これは 4 ページのところに書いてございます。「IV 食品健康影響評価について」ということで「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」というのがございますが、これに基づきながら検討したわけでございますが、この対象添加物に該当するか否かということについて検討を行っております。

まず、生産菌の *S. elodea* GBAD-1 株の構築ということでございます。

宿主は、*S. elodea* S60wtc 株でございます。

S. elodea S60 株から *atsA* 遺伝子及び *gusA* 遺伝子のコード領域のほとんどをそれぞれ欠失させた DNA を調整して、これを *E. coli* 由来のプラスミド pL02 に組み込んで、発現ベクターを調整しており、これを用いて相同組換え法で形質転換をしまして、*atsA* 遺伝子及び *gusA* 遺伝子が欠失したジェランガム K3B646 の生産菌株 *S. elodea* GBAD-1 株を選抜したものでございます。

次に、この「組換え体株 GBAD-1」が「組換え DNA 技術によって最終的に宿主に導入された DNA が、当該微生物と分類学上同一の種に属する微生物の DNA のみである場合」に該当するかどうかについての検討が行われております。

まず一番目としまして「組換え体株 GBAD-1 中から遺伝子挿入に用いたベクターが除去されていることの確認について」ということで、先ほど、ベクターについては *E. coli* 由来のプラスミドを利用してつくったという形で書いてございますが、これについて除去されているかどうかの検討を PCR 分析法及びサザンブロット分析法において検討が行われておりまして、ベクター由来の DNA は検出されなかったという結論となっております。

次に二番目として「組換え体株中における目的遺伝子（アリルスルファターゼ遺伝子及び β -グルクロニターゼ遺伝子）の欠失数及び欠失サイズについて」の検討を行っておりまして、それぞれの欠失した遺伝子について検討を行っております。染色体の正しい位置の 1 か所のみで欠失が行われていることが、それぞれ確認されているところでございます。

第三番として「既存生産株と組換え体株の塩基配列の比較について」を行っておりまして、atsA 遺伝子については、開始コドンを含む 1,632bp が欠失されていることが確認されております。

また、atsA 遺伝子欠失部位の近傍配列が、既存の生産株と一致していることも確認されております。

もう一つの遺伝子であります、gusA 遺伝子についてですけれども、これについても、開始コドンを含む 1,860bp が欠失されていることが確認されており、また、gusA 遺伝子欠失部位の近傍配列が既存の生産株と同一であることが確認されているところでございます。

以上のような結果から、本組換え体生産株 GBAD-1 株は、遺伝子挿入に用いたベクターを含んでいないこと、atsA 遺伝子と gusA 遺伝子のほとんどを欠失していること、遺伝子の欠失部位の近傍塩基配列が宿主である *S. elodea* S60wtc 株と一致していることが確認されております。

第四番目としまして、食品健康影響評価です。

「GBAD-1 株由来のジェランガム K3B646」については「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の第 1 章総則、第 3、対象となる添加物及び目的のうち「組換え DNA 技術によって最終的に宿主に導入された DNA が、当該微生物と分類学上同一の種に属する微生物の DNA のみである場合」に該当することから、本基準の対象ではないという結果となりました。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いいたします。よろしいですか。

本間先生、どうぞ。

○本間委員 私、この会議に何遍か出席させていただいたんですが、確かにこの結果自身には何の文句もないんですけども、分類学上の最後を書いてある「同一の種に属する微生物の」ということを、一般の方々が理解できるような説明をこれからしていくことが必要なんではないかと感じました。

このところは、確かに専門家のホットな議論が非常に交わされた部分で、ナチュラルオカレンスなのかとか、その辺の議論に非常に集中しておったと思うんです。要するに、あちらのカテゴリーで判断できるんだということだと思うんですが、その判断の仕方というんですかね、これが本当は大変難しいことなのかもしれませんけれども、近い将来にそ

れを何らかの格好で一般も理解できる工夫をしたらいかがかなと私は感じました。

以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。御意見です。

外にございませんか。

それでは、本件につきましては、意見情報の募集手続に入ることといたします。

次の議題に移らせていただきます。

「（３）米国の対日輸出認定施設の現地調査等の報告について」でございます。厚生労働省の道野輸入食品安全対策室長と農林水産省の川島国際衛生対策室長、よろしくお願いいたします。

○道野輸入食品安全対策室長 それでは、資料３に基づいて御報告申し上げます。

昨年１１月２６日～１２月１３日までの間に、現在３５施設アメリカから日本に輸出できる可能な施設があるわけですが、そのうちの８施設について、輸入手続の再開後の現地調査ということで、調査を実施いたしました。

資料３の最初のページにありますように、米側の抜き打ち査察の同行についても、２施設において実施しております。

ここにありますとおり、査察については一部の施設に対し指摘事項があったものの、いずれも対日輸出条件に影響するものではないことを確認しました。これらの指摘事項については、既に対応済み、又は査察の終了後から３０日以内に施設により改善がとられることとなります。

もう一点ですが、１１月の始めに確認されました胸腺の混入事件というのがございました。当委員会でも御報告をさせていただいた事案でありますけれども、本件についての原因調査、改善の状況について、米国側から既に報告を受けているところでございますけれども、その内容について、当該施設でありますスイフト社のグリーリー工場において、その内容について確認をしております。

内容といたしましては、混載事例に対する改善措置が確実に履行される体制が整備されているということを確認しております。

そういったことで、本件を公表いたしました１２月２６日付けで、当該施設から処理され輸出されているものについては、輸入手続をストップしていたわけでございますけれども、再開をしております。

では、中身について少し詳しく御説明いたします。

１ページめくっていただきますと、資料のページとしては、ここからが１ページとなっ

てございます。

日程等につきましては、先ほど申し上げたとおりでございまして、厚生労働省、農林水産省の担当者計3名で実施をしております。

「II. 施設調査の結果」でございますけれども、今回、重点を置きましたのは3点ございます。

まず一点目でございますけれども、対日輸出プログラム、HACCP プランについて、日本側による前回の現地調査以降の変更の有無、その変更の内容について確認をするということでございます。

2点目でございますけれども、対日輸出された製品に関する生体の受け入れ、月齢の確認、特定危険部位の除去、部分肉処理、出荷等の記録について、実際に7月27日以降、対日輸出向けの処理がされている施設ばかりですので、こういった内容について確認をするということでございます。

2ページにまいりまして、3点目といたしまして、対日輸出製品に関する現場の作業についてできる限り見てくる。前回は、手続再開前ということで、対日輸出処理そのものについては、前回見ていないということがございますので、今回はできる限り現場の作業を確認するということに重点を置いて実施してまいりました。

3ページにまいります。

結果につきましては、先ほど申し上げたとおり、対日輸出条件に影響するようなものというものはなかったということでございます。

ただ、具体的にどのような問題点があったかというのが、3ページの「(4) 指摘事項」に個別に記載しております。

内容的には、研修の記録が適切に保管をされていなかったということ。

マニュアルの具体的な手順の記述が不十分であったという内容。

訓練の記録の中に、貿易相手別に要求事項が違う場合もございますけれども、そういった対象国の名前がそれぞれの研修の記録に記載がされていなかった。若しくは、そのモニタリングの一部のモニタリング担当者において、訓練の記録がなかったというようなこと。

日本向けの処理時間中にモニタリングが実施されていないというケースが記録をたどっていくと発見されたというようなこと。

4ページでございますけれども、内部監査の実施者が、自己の責任も含めて監査を実施していた。この内部監査というのは、自分の仕事については監査してはいけないことになっているんです。それが、一部去年の再開以降にやられた部分の中で、自己の責任範囲も

含めて監査を実施したという例があったということでございました。

2 番目に、スイフトのグリーリー工場の調査結果でございます。

以前、御報告したとおり、改善事項というものに関して、一応大きく分けて3点ございました。

胸腺のカートンが混入した先が舌のカートンであったということでありまして、そういった内臓の処理区域において、全箱についてバーコードのスキャンというのをやっているわけですが、要は違うコードが感知されたときには、ストップするようなプログラムになっていなかったということで、スキャンニングがストップするようなプログラムの修正をやったということ。

包装ラインに関しては、日本向けに輸出可能なものだけをその時点では流す、処理をするということで、物理的に対日輸出できないものとの区分をするということ。

3 番目に、出荷前にもう一度その確認のために各製品についてスキャンをして、作業での点検、ラベルの目視確認といったことを行うということでございましたけれども、これにつきましては、適切な実施体制がとられていたということが確認をされました。

同時に、米国側の農務省の AMS の査察も行われているわけでございますけれども、この AMS の査察について立会い同行ということで、ジョイントで査察を行ったわけでありまして、AMS サイドの査察に関しては、特段その問題点は見つからないということでございました。

「III . 今後の対応」でありますけれども、引き続き、対日輸出実績のある対日輸出認定施設の査察を実施して、米側の遵守体制について検証を進めていくというようなこと。先ほど申し上げたとおり、グリーリー工場については、手続保留について解除するというところでございます。

以上です。

○見上委員長 農林水産省の方で、何か追加することございますか。

○川島国際衛生対策室長 特にございません。

○見上委員長 それでは、ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

どうぞ。

○畑江委員 3 ページに「指摘事項」がありますけれども、これはそんなに問題はないとか、書類上の記録がないとかそういうことですね。たしか、前回のときにも再開の前に6月24日～7月23日の現地調査のときにも、書類上の問題というふうに処理されたも

のがかなりたくさんあって、消費者代表の方が結構それを気にしていらしたと思うんです。

今回も、これをすごく簡単に考えていていいのかなと思うんですけども、今後、これはきちんと改善されるというのを確認していただけるんですね。

○道野輸入食品安全対策室長 これにつきましては、資料の３ページの指摘事項の４行目辺りから記載しておるんですけども、説明を漏らしておりました。

①及び②のエについては、既に施設側の改善措置がとられていることが確認されております。その他のものについては、米側のそういう輸出プログラムのルール上、査察終了後 30 日以内に改善措置を採ると定められておまして、これにつきましては、今後、改善措置が採られたということについて米側に確認をしていきたいと考えております。

○畑江委員 それから、たしか 7 月 27 日のプレスリリースのときに、日本政府は日本側が行う通常の査察に加えて、AMS や FSIS が行う抜き打ち査察に同行し、対日輸出認定施設における対日輸出プログラムの遵守状況を検証するとなっているんですけども、それは今回、8 施設のうち 2 施設ですね。確かにプレスリリースには何施設とどこにも書いていないんですけども、これは少ないというべきか、こういう予定というべきか、そこら辺のお考えをちょっと教えてください。

○道野輸入食品安全対策室長 今回、米側も初めてなんですけれども、事前通告なしの立入をやったわけです。私どもとしてみると、国内のいろんな監視などを見ても、事前通告なしで行くと、なかなか思うような資料が入手できないとか思うような人に会えないとかというケースもあるので、どれぐらいの成果があるかということについて、まずやってみましょう。まず今回やってみて、今後、評価するのに有用なのかそうでないのか、どの程度の情報が期待できるのかということ、まずは一回やってみようということで、2 施設についてやってみたわけです。

ただ、実際のこの 2 施設について、対日輸出向けの処理は当日やっていなかった。ただ、1 施設については、施設側の方が実際に少し A40 以下の枝肉があるので、処理を見せますということで、施設側で対応してくれたという事例もあったわけです。やはり、事前通告して行ったものに比べると、詳細の情報ということになると、なかなか効率的な調査が少し行いにくいのかなという印象を受けています。

○畑江委員 前回の再開のときも、消費者の方がそこら辺の関心がすごく高かったと思いますので、その辺、是非しっかりお願いしたいと思います。

○道野輸入食品安全対策室長 この内容につきましては、来週の月曜日、再来週の月曜日なんですけれども、私どもの方で、輸入食品関連、BSE 関連含めて、リスクコミュニケー

ションをやろうと考えておりまして、その際には、今回の結果についても説明をするという予定にしております。

○見上委員長 よろしいですか。外にございませんか。

野村委員、どうぞ。

○野村委員 たしか、この検証期間は今月末で終わるわけですね。そうすると、気になるんですが、全箱開梱の検査体制は、1月27日以降はどうするとかという方針は今のところ決まっていますか。

○道野輸入食品安全対策室長 現時点で、まだ検討中ですが、米側が自ら6か月を検証期間にするという検証期間を設定しているわけです。

全箱確認につきましては、それとは別に日本側として当分の間、アメリカ側の遵守体制の検証の1つの手段として実施するということでやってきています。必ずしもリンクはしないんですけれども、全箱確認について、輸出施設も35施設の中で多いところ、少ないところもございますし、今後、全箱確認についてどうしていくかということについては、米側のそういった検証結果なども整理した上で検討するということにしております。まだどうするかということについては、私どもとしては具体的に結論を出しておりません。

○見上委員長 よろしいですか。外にございませんか。

小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 BSE以外のことで申し訳ないんですが、韓国で米国産の牛肉から6.1pg/gというダイオキシンが検出された。この測定値がどこまで信用できるか、毒性等量当たりで出されているのかどうか、その辺はよく分かりませんが、我が国としても、そういった韓国あるいは米国両方からその辺の問題点の情報を得ようとされているのかどうか。

それから、その汚染源です。日本はほとんどが廃棄物の燃焼によりますけれども、米国などはほとんど埋設してしまうので、昔の知識かもしれないですが、米国ではほとんどダイオキシンの汚染源が医療廃棄物だと承知していたんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○道野輸入食品安全対策室長 手元に詳細資料を持っていないんですが、去年の12月にその情報が入った時点で、韓国政府にはどこの施設から来たものかとか、試験方法の詳細については照会をして、入手可能というより、向こうが一応こちらに回答可能な範囲でということでは情報は入手しております。

それと、米国産の牛肉のダイオキシンの汚染状況といいますか、検査結果については、米国政府の方でも、公表しているデータがございますし、日本で輸入も国産も含め、日本

での測定結果というのも、毎年網羅的に牛肉が入っているかどうかというのは別にして、データを公表しておりまして、従来のそのデータから見ると、異常な値というわけではないと受け止めております。

ただ、念のため、今後、輸入されるものについて、調査的にダイオキシンの数値について私どもの方でも測定をしようと呼応しております。

○見上委員長 よろしいですか。外にございませんか。

どうもありがとうございました。

本日、アメリカにおける対日輸出認定施設の現地調査について御報告いただきまして、どうもありがとうございました。リスク管理機関としては、今後も引き続き対日輸出実績のある認定施設の査察を実施すると思われますので、その結果についても、当委員会へ御報告いただくとともに、対日輸出プログラムの遵守を確保するために、引き続き御協力よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「（４）BSE 対策に関する調査結果の報告について」でございます。厚生労働省の道野輸入食品安全対策室長、よろしくお願いいたします。

○道野輸入食品安全対策室長 それでは、引き続きまして、資料４に基づいて御説明申し上げます。

BSE 対策に関する調査、この趣旨について、まず御説明を申し上げます。

平成 17 年 5 月に、国内措置の見直しについて評価結果をいただいたわけでございますけれども、その中で、SRM の管理が対策として非常に重要だということで、SRM 管理に関する施策の遵守状況と適切な SRM の汚染防止方法の実施状況を確認するため、と畜場における実態調査を定期的には実施することはリスク回避に有効であるといったようなコメントもいただいております。

そういったことで、年 2 回でありますけれども、と畜場における SRM 管理の実態調査を実施しています。

内容といたしましては、スタンニングの方法、ピッシングの有無、SRM の除去を行う際の標準的な作業手順及び確認方法を記載した文書、その実施記録といったものの作成状況です。さらに背割り前の脊髄除去の有無であるとか、SRM の焼却方法、背割り後の脊髄の除去方法、枝肉の洗浄方法といったことについて、年 2 回、10 月と 2 月に調査をしており、その結果ということでございます。

調査結果を御覧いただきますと、前回の調査が平成 18 年 2 月末。今回が、平成 18 年 10

月末ということでございます。

牛のと殺を行っている畜場の全体の母数ということでございますけれども、2つ減りまして、今回は159施設ということであります。

あと、めん山羊についても調査をしております、と畜場数としては56から64に増えてございます。

牛のスタンニング方法でありますけれども、すべての施設でスタンガンを使用している。一部ハンマーを使用しているところもございます。スタンガンを使っているところが149、ハンマーを使用しているところも27施設ありますけれども、17施設については併用という施設でございます。

3番目は、ヨーロッパや欧米でも禁止されておるんですけれども、圧縮した空気、又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いているといったスタンニング方法を採用しているところはございません。

と殺時のピッシングにつきましては、できる限りといいますか、中止するという方向で全国的に計画を作成して進めているという現状でございます。ピッシングを行っている畜場は、前回調査の82施設から64施設に減少してございます。

内容的には、やっている施設についても64のうち54については、ほぼ全頭か全頭について行っていると言っていますけれども、10施設については行っているもの、行っていないものというのがあるということで、中止の方向に向かっているということでございます。

ピッシングを行っていない畜場につきましては、当然行っていると畜場は減っていますので、行っていないと畜場は増えておりまして、79から95という状況でございます。

背割りによる脊髓の飛散防止というような措置でございますけれども、この辺につきしでは、前回調査とほとんど変わっておりません。全体の数が2施設減っておりますので、155から153になっているというところでございます。

2ページは、こういったいろいろな飛散防止措置以外に背割りを行っていないだろうか、正中線からずらして背割りをしているとか、吸引機を用いて除去を行っているといった施設がございます。

SRM（特定危険部位）の焼却でありますけれども、これはいろんな方法がございます、と畜場内の焼却炉で焼却しているところ、産業廃棄物の処理業者に委託をしているところ、市町村等の施設、専用の化製場、一旦肉骨粉にしてから焼却と、様々な方法で焼却が実施されてございます。

めん羊と山羊のSRMの取扱いということでございますけれども、これにつきましても、

ほぼ同じような方法でそれぞれの施設で対応しております。

SSOPというのは、標準作業手順書のことでございますけれども、それぞれのと畜場において、こういった作業の手順書が整備されておりますけれども、今回、点検記録について調査をいたしました。一部、29のと畜場において、点検は実施しているけれども、記録がないということが判明いたしました。

点検も十分できていない、記録も保管していないところが7施設ということになっております。

こういった施設に関しましては、本日、私どもの方から自治体あてにこの結果についても併せて通知するわけでございますけれども、こういった記録というのは、アメリカでの処理場の管理でも同じですけれども、後で検証する場合に必要なものでございますので、都道府県の方でもそういった検証をきちっとやることによって、こういったことがないよう改善を早急にするようにということで通知をすることにしてございます。

次は、ピッシングに関する実態調査ということでございまして、数字だけ簡単に御紹介いたします。

18年の10月末現在ということで、中止している施設が95施設、60%ということで、これまでピッシングの中止について進めてきたわけでございますけれども、初めて半分以上の施設がピッシングを中止したという結果になっています。

自治体ごとの対応につきましては書いていますとおりで、自治体によってかなり取組に差がある部分もございます。4ページに、個別の自治体名も挙げてございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 ピッシングについてですけれども、我が国では約4割がピッシングを中止できないということですが、なぜできないのかということ。何となくは聞いているんですが、その辺のできない理由とか、外国ではピッシングしなくて済んでいる理由はどうしてなのか。そして、ピッシングを中止した場合、外国のピッシングの中止と日本のピッシングの中止の方法に違いがあるのかとか、ピッシングを中止することによって、より食品の安全に貢献していると言えるのかどうか、その辺を教えていただきたいということです。

もう一つは、2ページの7番ですが、SSOPで、日本ではこういったSRM除去について記録をしていないところが29施設あるんですが、この辺は米国では全部しているということ

为什么呢。記録はすべて保管されていると言えるのでしょうか。我が国へ輸出している施設の問題ですが、お願いします。

○道野輸入食品安全対策室長 それでは、まずピッシングの中止の意義の問題ですが、これはプリオン専門調査会でもかなり議論されたところではあります。要は、牛をと殺解体する際に、まず気絶をさせるということで、頭部に衝撃を与えるわけですがけれども、結果としてこの部分に穴が開くわけです。これは、おおむねどこの国も同じ手法をとっております。

日本では、そこからまたワイヤー状のものを挿入して、脳神経を破壊することによって、反射運動をストップする。これは、労働安全という観点から行われてきたことでございまして、ヨーロッパでも一部の国に関しては 2001 年まで行われてきたという経緯があります。

ただ、これに関しましては、例えば交通事故で脳に損傷を負った方が、脳組織を核にして血栓ができるというようなことがかつて報告されたり、実際にピッシングによってそういった脳組織が全身の血流中に移動するのではないかという指摘がございまして、中止の方向で対応していこう。ヨーロッパでも禁止されておりまして、アメリカは BSE 問題以前から別の観点で認められていない手法であります。

そういったことで、日本におきましても、ただ、牛の反射運動を止めるという目的があるものですから、それはと畜場の処理をするスペースの問題とかもありまして、危険回避ということを配慮しながら中止していただくということで、全国のと畜場に計画を提出していただいて、中止をするということで進めてきているわけでございます。

やはり、ヨーロッパでも 2001 年まで実施しているということがありまして、今、完全に現場でなくなっているかどうかということについては、詳しい資料は持ち合わせていないんですけれども、EU の規則ではピッシング自体は禁止をされているというのが現状でございます。

米国につきましては、ずっと以前からされておりませんので、当然認められていないという状況であります。

我が国でも、早急に中止をするということで、こういった形で進めておるわけです。

SSOP の作成と記録の問題ですけれども、ここに書いてございますのは、SSOP に定められた頻度で点検を実施しているが、記録をしない。これは、モニタリングの記録ということになるわけでございます。

モニタリングの記録につきましては、例えば米国の場合には、その記録を残すことが対日輸出施設には求められています。ただ、先ほどちょっと御説明したように、その一部、

記録はしているけれども、そのときに提出がなかったとか、その部分の記録自体がなくて、更に追加して改善しなければならないというケースというのは、確かにございます。

日本につきましても、今回、29 施設ということでありますので、ここにつきましても、早急に改善をするということで対処をしております。

○小泉委員 要するに働いている方の安全のためにということで、それでは日本とアメリカとでは反射運動を止めるための方法というのは同じなんですか。

○道野輸入食品安全対策室長 去年の 10 月に私がアメリカに行ったときに、一応 5 施設回って、全部のと畜場でそここのところを見せてもらったんですけども、私が見てきたところは、1 日に数千頭の大きなと畜場なんですけれども、基本的に気絶させるスタンニングは同じなんです。その後、言ってみれば、ただ機械的にそのまま日本のようにばたっと倒さないで、口で説明するのは難しいんですけども、コンベアのようなものを胸とお腹のところに当てて、倒れないようにしてずっとそのまま運んでしまう。やはり、結構危ないということもあって、プロテクターをした作業員がずっと下の方から脚をロープで引っかける。要するに、日本では平らな床ですけども、米国では部屋の中でも高い位置で牛が移動するようにしておいて、向こうでもやはり同じ反射運動というのはあり得るので、そういったことで従業員の安全ということも確保している。かなり大がかりなインフラを使って、そういうことが発生しないようにという方法でやっているわけです。日本の場合には、やはり小規模施設が多くて、なかなかそういった機械的なもので対処するということは、現実には難しいという背景事情の違いはあると思います。

○見上委員長 よろしいですか。

一つ、今日、お配りくださいました資料 4 の一番最後のページなんですけれども、東京 23 区というのは、まだ従来どおりのやり方でやっているかと理解してよろしいんですか。

○道野輸入食品安全対策室長 済みません。最後のページの「○ 牛のと畜処理を行う施設を有していない自治体」ということですので、要は牛をと畜解体すると畜場がない自治体です。

○見上委員長 芝浦は。

○道野輸入食品安全対策室長 芝浦は東京都の施設になっていまして、東京都のところでカウントされています。上の「一部の施設でピッシングを中止している 13 自治体」のところです。

○見上委員長 分かりました。

○道野輸入食品安全対策室長 食品衛生法の世界は、23 区まで自治体なんですけれども、

と畜場法の場合には、東京都と指定都市、中核市というところで一応事務を処理しております。

○見上委員長 分かりました。どうもありがとうございました。

どうぞ。

○野村委員 資料の３ページに、ピッシングの中止予定というのがございますね。これは、今年度中に９施設、来年度５０施設と大変多いんですけれども、こういう状況になった背景とか、あるいはこの実現の見込み、この辺はどういうふうに思いますか。

○道野輸入食品安全対策室長 これまでに関しては、おおよその計画どおりに対応がされてきております。

ただ、できる限りピッシングについては早く中止をすることが望ましいということで、安全委員会からも御指摘を受けておりますので、計画の前倒しであるとか、そういった早期実施について、私どもの方も自治体に継続して働きかけておるところでございまして、できるだけ早くそういったことでは対応してもらおうということで、今後も引き続き進めていきたいと考えています。

○見上委員長 よろしいですか。外にございますか。

どうもありがとうございました。

それでは、本件につきましても、次回の調査結果が取りまとめられましたら、当委員会へまた御報告いただくようお願い申し上げます。

また、本日、御報告いただいた内容に関しましては、議題３の米国の対日輸出認定施設の現地査察に関する内容とともに、事務局の方から、プリオン専門調査会の専門委員の皆さんにきちんとお伝えしていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「（４）米国 BSE サーベイランス見直しに関する見解について」です。事務局、よろしくをお願いします。

○國枝評価課長 それでは、資料５を御覧いただきたいと思います。「米国 BSE サーベイランス見直しに対する見解について」でございます。

米国におきましては、拡大サーベイランスデータを含む過去７年間のサーベイランスデータを分析しまして、これに基づき、米国サーベイランスの見直しが昨年の８月末までに実施されたところでございます。プリオン専門調査会では、一昨年１２月の米国産牛肉等のリスク評価を取りまとめた経緯もございまして、専門調査会としても、この米国 BSE サーベイランス見直しについて、一定の見解を示しておくことが重要との観点から、米国政府

が 7 月に公表したレポートに基づきまして、統計学的な視点も踏まえ、検討が行われて、昨年 12 月 13 日開催のプリオン専門調査会で取りまとめられたものでございます。

見解について入る前に、口頭ですけれども、簡単に米国の BSE の有病率の推計と、見直しをされました BSE のサーベイランスについて御説明をしたいと思います。

米国の BSE の有病率の推計が、このレポートでは行われているわけですが、これは 2006 年 3 月 17 日までの 7 年間に集計をしました 73 万 5,213 頭のサーベイランスデータを用いて、2 つの推定方法により推計したものでございます。

1 つは、BSurvE モデルというものでございまして、これでも成牛が約 4,200 万頭中 4 頭。

もう一つは、Bayesian 出生コホートモデルと言われるものですが、これで検討したものが、成牛で約 200 万頭中 7 頭ということになります。

この外、再度感度の確定ということで、データの分析の精査等も行われておりますが、いずれの推定方法でも、米国の BSE 有病率は成牛 100 万頭当たり 1 頭未満という推計結果でございました。

次に、見直された BSE のサーベイランスでございまして、この BSE サーベイランスの主目的としては、BSE の有病率が 100 万頭に 1 頭を超えるかどうかをモニターすることが目的ということとなっております、年間約 4.5 万頭を検査することとしております。OIE の基準では、10 万頭当たり 1 頭見つけるためには、年間 1 万程度で十分なわけですが、OIE 基準よりも高い信頼度で 100 万頭当たり 1 頭をモニターすることが可能としております。

もう一つは、サンプリングの関係でございまして。OIE のガイドラインでは、臨床的に疑われる牛、緊急と殺牛、死亡牛及び健康と蓄牛のうち、少なくとも 3 つをサンプリング対象とすることを推奨しておるわけですが、米国で現在見直されて行われている BSE サーベイランスでは、BSE 発生の可能性が最も高い 3 つのサーベイランスを対象としており、1 つは臨床的に疑われる牛、緊急と殺牛、死亡牛に焦点を置き行っておりまして、健康と蓄牛は対象から外れておるところでございまして。

以上のようなところでございまして、次に、見直しについての見解について御説明をしたいと思います。めくっていただきまして「別添」でございまして。

国の専門調査会での見解でございまして。

まず「1. BSE 有病率の推定について」ということですが「米国における BSE 有病率は 100 万頭分の 1 頭以下である」とする推定結果は、日本が行った米国産牛肉等のリスク評価でサーベイランスデータから推定した有病率 100 万頭当たり 1 頭程度と大きく異なる

ものではないと考える。

しかしながら、以下の点で疑問や意見を持っており、正確な有病率の推定にはこれらのことを考慮する必要があるということです。

有病率の推定に用いている BSurvE モデル。BSurvE 法というのは、BSE の有病率を推定する手法ということで開発されたものでございまして、BSE 発生が多い英国などの豊富なデータを利用して作成されたものでございます。BSE の検査が行われる対象群ごとに、検査頭数や陽性検体数の数からどれぐらいの割合で BSE に感染しているかを予想するモデルでございしますが、これについては、まだ OIE で議論中であり、評価が定まっていない。

検査対象牛の年齢推定方法、カテゴリーの分類方法、母集団の規模（頭数）に不明確な点があり、適正なサンプリングが行われたかどうか疑問が残る。

過去 7 年間のサーベイランスデータをウエスタンプロット法の導入前後で分けて、検出感度に差を設けて分析し直すべき。

採取したサンプルが BSE 検査の供される前に要した時間や冷蔵期間等、サンプルの取扱い方法が検査感度に与える影響について検査すべき。

IHC 法の検査プロトコルが OIE プロトコルと異なる点（ギ酸処理が行われていない）について、検出感度に影響する可能性が考えられる。

一次検査を含む検査法自体の品質管理が不十分であったことから、BSE 感染牛が見逃されていた可能性は否定できない。

ただし、実際に推定してみなければ正確なことは言えないが、こうした疑問や意見を踏まえた有病率を仮に推定し直したとしても、100 万頭当たり 1 頭以下であると推定する有病率が大きくなること、例えば 1 オーダー増えるようなことはないであろうと思われる。

次に「2. 今後実施されるサーベイランスについて」ということで、見直されたサーベイランスについての見解でございます。

今回、公表されたサーベイランス計画は、100 万頭に 1 頭の BSE 感染牛を発見する目的からすれば、高リスク牛により重点を置いたサーベイランスであり、その考え方自体は理解できるものであり、サンプル数そのものは少なくなるからといって一概に問題であるとは言えないと考える。

しかしながら、サーベイランス計画の実効性やサーベイランスデータの信頼性等に関して以下の考えを有している。

日本や米国のような有病率の低い国において、BSurvE モデルを適用してサンプリング計画を設定することが果たして妥当かどうか検討が必要である。

農場での適正なサンプリングを保証するため、開業獣医師らとの協力体制や補償制度の創設等、具体的な取組方法が示されるべきである。

検査結果の判定のための専門家会議のメンバーは公表されていないが、ELISA 法、ウェスタンブロット法、IHC 法の結果を総合評価するため、複数の専門家の参画が求められるべきである。

米国産牛肉等のリスク評価の報告書で既に記述したとおり、現在の米国の飼料規制の下では、一定の割合で交差汚染が起こる可能性が今後に残るものと考えられ、このような状況において、今後、米国における BSE 汚染状況をより感度よく把握し、適切な管理対応を行うためには、以下の方法が考えられる。

有病率の低い国では、規制措置の効果を検証するため、全国的な調査とともに、例えばカナダのアルバータ州と乳牛の取引の多い米国の地域や酪農地帯等、高リスクと思われる地域に限定して、雌の廃用牛のサンプル数をできる限り増やすなどの方法を行うことがより効率的であると考ええる。

以上でございます。

プリオン専門調査会では、今回、この議論をされたときには、食品安全委員会への本見解の報告と食品安全委員会の英訳を含めたホームページでの公開の検討について依頼されたことを、この場で併せて御報告させていただきます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。ございませんか。よろしいですか。

それでは、プリオン専門調査会としての意見を英訳も含めてホームページに掲載することとして、了承することにいたします。

併せて、事務局からこの見解をリスク管理機関に対して伝えておいてください。

また、リスク管理機関からは、この見解を何らかの形でアメリカ政府にも伝えていただくよう、お願い申し上げます。リスク管理機関、よろしく申し上げます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「（６）動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の運営について（ポジティブリスト制度導入に伴う評価体制強化に関する事項）」、事務局から報告願います。

○國枝評価課長 それでは、資料 6 を御覧いただきたいと思います。「動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の運営について」でございます。

「１．経緯」でございます。

ポジティブ制度の導入に伴いまして、厚生労働省は食品安全委員会に対して、暫定基準が設定された非常に多くの農薬などの食品健康影響評価を依頼することとなっております。これらの依頼に対応できるように、平成 18 年 5 月に農薬専門調査会の運営体制を強化し、既に円滑な評価の実施に努めているところでございます。

今後は、同制度の下で、動物用医薬品及び飼料添加物の評価依頼も増加することから、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会において、慎重かつ迅速な評価を実施する運営体制についての検討を行ったものでございます。

「２．検討結果」ということで、平成 18 年 7 月 26 日に開催されました動物用医薬品専門調査会において「動物用医薬品専門調査会の運営体制に関する事項」が了承され、後ほど御説明しますが、別紙 1 のとおり決定され、本決定に基づき、動物用医薬品専門調査会に確認評価部会が設置されました。

また、平成 18 年 12 月 21 日に開催されました肥料・飼料等専門調査会において「肥料・飼料等専門調査会の運営体制に関する事項」が了承され、これも後ほど御説明しますが、別紙 2 について決定され、本決定に基づき、肥料・飼料等専門調査会に飼料評価部会が設置されることとなりました。

今後は、これらの評価体制に基づき、厚生労働省等リスク管理機関からの依頼に応じて食品健康影響評価を実施することとなりました。

それでは、２ページを御覧いただきたいと思います。

「動物用医薬品専門調査会の運営体制に関する事項」ということで、要点だけ御説明をしたいと思います。

「確認評価部会の設置」の第 2 条です。

動物用医薬品専門調査会に確認評価部会を置くということ。

確認評価部会では、暫定基準が設定された動物用医薬品であって、優先物質以外のもののうち動物用医薬品専門調査会が指定するものの食品健康影響評価についての審議を行うということ。

確認評価部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、動物用医薬品専門調査会の座長が指名するということ。

座長を置くことになりまして、確認評価部会の座長は動物用医薬品専門調査会の座長とするということ。

8 番目のところで、確認評価部会の調査審議した結果については、動物用医薬品専門調

査会の了解を得て、動物用医薬品専門調査会の議決とするということで、3 ページにそのメンバーの記載がございます。

4 ページになりますが「肥料・飼料等専門調査会の運営体制に関する事項」ということで、これも要点だけでございます。

「飼料評価部会の設置」ということで、肥料・飼料等専門調査会に飼料評価部会を置くということ。

評価部会は、飼料添加物及び飼料中の残留農薬基準のうち暫定基準が設定されたものに係る食品健康影響評価について審議をする。

評価部会は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、肥料・飼料等専門調査会の座長が指名すること。

評価部会には座長を置き、評価部会の座長は、肥料・飼料等専門調査会の座長とする。

評価部会の調査審議した結果については、肥料・飼料等専門調査会の了解を得て、肥料・飼料等専門調査会の議決とすること。

5 ページにそのメンバーがございまして、実際には、肥料・飼料等専門調査会の中から、肥料担当の専門委員の先生方4 名が除かれただけでありまして、残りの方は入っておられます。あと、専門参考人ということで、代謝の専門の先生が、親の専門調査会にも入っていただいておりますけれども、評価部会の方にも御参加をいただく形になっております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。よろしいですか。

ポジティブリスト制度関連では、多くの案件の評価を行う必要があることから、引き続き、各専門調査会の効率的な運営を努めていただくようお願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「（7）平成 19 年度食品安全委員会予算（案）の概要及び組織・定員要求の結果について」、事務局から御説明願います。

○小木津総務課長 それでは、資料 7 に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず 1 枚目ですが「平成 19 年度食品安全委員会予算（案）の概要」でございます。

平成 19 年度におきましては、全体で 14 億 9,400 万円ということで、昨年度より 5,000 万円弱の増ということになっております。平成 19 年度の予算編成に当たりましては、この

資料の中ほどに書いてございますように、設立後3年の経過を振り返り、更に着実かつ効率的な業務の遂行を実現するという観点から、その下に3つ整理しておりますが、3つの重点的な事項につきまして、特に要求の中で実現をしていったわけでございます。

1つが、リスク評価に役立つ技術の開発研究を一層推進するという観点。

もう一つが、更に積極的なリスクコミュニケーションの取組を推進していくという観点。

3つ目が、リスク評価案件の増、あるいは緊急事態等への対応も踏まえまして、着実に業務を遂行していくための体制の整備。

この3点でございます。

2ページ。そういった観点から、まずリスク評価の実施に関連いたしまして、大きなところでは「食品健康影響評価技術の研究の推進」ということで、研究領域を設定しての競争的研究資金制度につきまして、3年サイクルで新規の課題が採択できるような仕組みが整いまして、こちらの方は3億6,400万円の予算を獲得することができております。

「海外へのリスク評価結果情報の発信」ということで、より積極的に評価結果情報を海外に発信するための英訳等を行うということでございます。

「2 リスクコミュニケーションの実施」。

リスクコミュニケーション推進事業につきましては、更にコミュニケーションツールの制作でありますとか、食品関連指導者あるいはリスクコミュニケーターの育成を進めていくということで、この事業を拡充しているところでございます。

緊急事態等への対応ということで、緊急時の対応訓練を実施していくための予算を盛り込んでおります。

また「食品安全総合情報システム」については、18年度までで構築が終了いたしました。これを円滑に運用していくための予算を獲得しております。

続きまして、3ページ「平成19年度組織・定員要求結果の概要について」御説明をさせていただきます。

中身の詳細は省略いたしますが、中ほどに書いてありますように、今回の19年度の要求は、事務局における評価支援体制、リスクコミュニケーション体制を強化するという観点でございます。

1つ目、食品健康影響評価体制の拡充ということで、評価課に評価専門官を2人増員するという要求に対して、認められたところであります。これらは、ポジティブリストに対応するという中身でございます。

また、リスクコミュニケーション実施体制の拡充ということで、勧告広報課にリスクコ

コミュニケーション専門官を1名増員するという一方で、特に化学物質系を担当する専門官ということで認められているところでございます。

なお、定員につきましては、18年度から定員削減計画に伴いまして、別途、削減1名を実施することになっております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御質問等ありましたらよろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「（８）平成19年度食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補について」でございます。

先日、食品健康影響評価技術研究運営委員会が開催されましたので、座長の長尾委員から御報告お願いいたします。

○長尾委員 それでは、平成19年度食品健康影響評価技術研究の研究領域につきまして、その候補案を取りまとめましたので、御報告します。

1月9日に開催いたしました、食品健康影響評価技術研究運営委員会第10回会合において、平成19年度の研究領域といたしまして、化学物質系研究領域候補として1領域、生物系研究領域として1領域、新食品等研究領域として1領域、リスクコミュニケーションに関する研究領域として1領域の、計4領域の候補について選定いたしました。

なお、詳細につきましては、事務局から報告してもらいます。

○境情報・緊急時対応課長 それでは、資料8に基づきまして、御説明をさせていただきます。

先ほど、19年度の政府予算案の説明がありまして、食品健康影響評価技術研究の推進ということで、3億6,400万円が計上されております。この予算の一部を使いまして、19年度食品健康影響評価技術研究を行うわけでございまして、今、長尾委員から御説明がありましたように、先日の研究運営委員会におきまして、4研究領域の候補が選定されておりますので、御報告申し上げます。

まず1番目は、化学物質系でございます。

化学物質の健康影響評価ということで、複数の化学物質による暴露等を含むわけでございますけれども、その評価において利用される実験動物、細胞等の種・系統の差など、データの不確実性を考慮したヒトへの外挿の妥当性評価に資するものであること。又は、Ma

rgin of Exposure、日本語では暴露幅ということですが、MOE 等の健康影響評価の指標に資するものであることというものでございます。

2 つ目が生物系でございます。

食品に起因する病原微生物等ということで、プリオン、薬剤耐性菌も含むわけですが、このリスク評価に関する研究領域ということでございます。

こういった領域の研究、評価を行うに当たって、重要となります食品中の病原微生物等の挙動解析・変動要因解析等に基づいた病原微生物等の動態予測の技術開発に資するものであること。又は、人畜共通感染症に分類される病原微生物等の食品を介した感染機序に関する研究に基づいた効率的・効果的な評価手法の開発に資するものであること。

3 つ目が、新食品等でございます。

遺伝子組換え技術等を含む新技術を用いて製造された食品中に含まれる成分の免疫系への影響、アレルギー発現性、又は医薬品等との相互作用に関する食品健康影響評価手法の開発に資するものであること。

4 つ目が、リスクコミュニケーション関係でございます。

食品の安全性分野におけるリスクコミュニケーションを効率的・効果的に進める人材育成手法の開発に資するものであること。又は、リスクベネフィット、ゼロリスク、モラルハザード等の概念を考慮したリスクコミュニケーション手法の開発に資するものであること。

以上、4 点でございます。

本日の委員会におきまして、この4 領域につきまして了解を得て、決定されましたならば、それを受けまして、1 月中旬～2 月中旬までの約1 か月間の期間を設定しまして、4 研究領域の具体的な研究課題の募集に入りたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いします。よろしいですか。

どうぞ。

○本間委員 大変関心がある対象だと思っておりますけれども、これに応募するのはどういう範囲の大学であるとか、地方の研究機関であるとか、何か範囲というものはいかなるものなんでしょうか。

○境情報・緊急時対応課長 まず、その応募というのは2 つあります。

1 つは、本日、御報告させていただきました研究領域でございます。研究領域につつま

しては、昨年の 11 月 2 日～30 日までの間に、食品安全委員会の委員と専門委員から研究領域の募集をさせていただいております。

その結果、39 領域の候補が出ております。それで、今日 4 領域に絞ったということであります。

1 月中旬から具体的な研究課題を募集するわけでございますけれども、そこは特に対象の機関とかは絞っておりませんで、実際には大学とか、あるいは国立、民間も含めた研究機関とか、そういった広範なところから研究課題が提出されて、それをまた研究運営委員会で選定をし、また本委員会に御報告し、決定をいただくという流れになっています。

○本間委員 分かりました。

○見上委員長 外にございませんか。

それでは、平成 19 年度食品健康影響評価技術研究の研究領域の候補につきましては、研究課題を公募する領域として決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長 それでは、委員から特別な御意見もないようですので、19 年度食品健康影響評価技術研究の研究領域として決定させていただきます。研究領域が決定されましたので、事務局には研究課題の公募等の手続を進めるようお願いいたします。

外にございませんか。

○國枝評価課長 2 点御報告がございます。お手元の資料 9 と資料 10 を御覧いただきたいと思ひます。

まず最初に資料 9 を御覧いただきたいと思ひます。「EFSA GBR 評価手法改正案に対するコメント」というものでございます。

欧州医薬品庁、EFSA では、昨年の 11 月、従来の GBR（地理的 BSE リスクの評価手法）について、大きく変更を行った改正案を公表しております。正確には、昨年の 11 月 21 日から本年の 1 月 14 日までの間、パブリック・コメントを実施しておりますのでございます。

また、食品安全委員会事務局にも EFSA の事務局からコメントがあれば提出されたい旨の御連絡をいただいているところでございます。このため、事務局において、食品安全委員会の委員、プリオン専門調査会の専門委員の先生方や事務局内でコメントの収集、取りまとめを行い、EFSA に資料 9 のとおりコメントの提出を行いたく御報告を差し上げるものでございます。

EFSA GBR の評価手法の改正案については、ここでは詳細の御説明は省略させていただきますけれども、主要な変更点としましては、従来のものと相違しまして、可能であればい

つでも定量的なデータ解析ができるようにという試みがされておるということでございまして、外的な評価においては、感染した牛、あるいは汚染された加工タンパクについて、定量的な量の把握を行うとともに、安定性について、これはいわゆる暴露とか循環リスクになりますけれども、これについては安定性に影響を与える SRM 除去、レンダリング、飼料規制についての低減効果について、重み付けをして数値化を図っておるということ。

GBR、いわゆる地理的な BSE のリスクというのは、安定性と脅威、脅威というのは、先ほど御説明しましたその時々での外的な脅威と、入ってきたものが安定性との相互作用によって、それぞれ蓄積されてくるわけですが、その総和である全般的な脅威と安定性との相互作用によって、経時的な GBR が定められ、これについて検討が行われております。

また、評価のカテゴリーにつきましては、従来 4 つの段階ということで、1～4 ということで、1 の可能性はほとんどないというものから、4 の高いレベルで確認されているという 4 つの段階がございました。今回提案されているものでは、大きく 2 つに分かれておりまして、Likely と Unlikely ということで、Likely というのは、評価された牛集団に 1 頭以上の BSE が存在する可能性があるということで、これについてはまた decreasing か increasing か、減少する可能性があるか増加する可能性があるかという評価。それから、Unlikely というところでは、評価された牛集団や BSE 牛が存在する可能性は低いというカテゴリーの評価を行っております。また、OIE との整合性等についての配慮も行っているものでございます。

それでは、資料 9 のコメントでございまして、まず柱書きの記載でございまして「今般発表された EFSA GBR 評価手法の改正案は、最新の知見に基づき、従来の評価手法に大幅な改善を加え、より柔軟性の高い方法論となったことは、賞賛に値するものであり、これまでの作業に敬意を表します」ということです。

どういった点が評価に値するかということで、具体的に出しているものが 3 つございます。

1 番目は「改正作業を行ったワーキンググループは、疫学やプリオン病など多岐にわたる専門分野から構成されているので、総合的な観点から伝播機序の詳細にわたる考察がなされている」。

2 番目は「SSC GBR」、これは欧州科学委員会の略でございまして、当初 EFSA ができる前に欧州科学委員会において GBR は策定されたものでございまして、これが今度 EFSA が既に設定されておるわけですが、EFSA GBR ということで見直しがされるわけですが、ここでは幾つか更新する理由が書いてあるわけですが、この所

要の目的が達成された改正案となっているということ。

3 番目は「具体的な長所」ということで、先ほども御説明しましたけれども、①時間的な変化が表せること。②リスク量の増減を量的にも表現できるということ。③侵入・暴露増幅・安定の3区分でのリスク量の比較が可能となり、重要なリスク要因が判定できる。④ルール図が分かりやすい。⑤複雑な数学式なしでも計算の流れが分かり、統計学を専門としない科学者や消費者にも理解できるという点である。

以上の点を挙げております。

我が国では、現在我が国が輸入する牛肉のリスク評価に関する準備段階の議論を行っており、今回の改正案は今後の議論に大いに参考になるものと考えています。そうした観点から、今般、当改正案に対するコメントを提出する機会を利用して、当改正案に関して幾つか確認したいということで、下記に記載されております。

これらについては、時間の問題もありますので、簡単に御説明いたします。

1 番目として、BSE の伝達及び BSE 流行の起源における仮定に関すること。

2 番目として、安定性の評価に関すること。

3 番目として、外的脅威に関すること。

4 番目として、動物がと殺された年齢に関すること。

5 番目として、SRM の除去に関すること。

6 番目として、安定性評価の方法に関すること。

7 番目として、レンダリングの影響評価。

8 番目として、脅威の安定性の相互作用を評価するためのルールに関すること。

9 番目として、全般的な脅威レベルと、これに相当する新たな GBR の分類に関すること。

10 番目として、ANNEX になりますが、地理的 BSE リスク評価のための GBR 手法と OIE 手法の比較に関連してのこと。

それから、ミスプリントについての指摘という形になっております。

以上が、EFSA GBR 評価手法の改正に対するコメントでございます。

引き続き、資料 10 を御覧いただきたいと思います。「薬剤耐性菌に対する WG の体制の変更について」ということでございます。

「1 背景」、薬剤耐性菌の食品健康影響評価については、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会によるワーキンググループ（WG）において、評価指針などの作成を行ってきたところでございます。しかしながら、個別の抗菌性物質を評価していくに当たりまして、微生物専門調査会も加わった3専門調査会の審議が必要である。

このため、WGの設置根拠となっている「薬剤耐性菌の食品健康影響評価の進め方について」を別紙のとおり改正し、体制の変更を行うこととするというものでございます。

「2 審議経過」でございまして、各関係する専門調査会での了承を得て、本日御報告するものでございます。

めくっていただきまして、ここに別紙がございまして、新旧対照表がございまして。大分前にやりましたので、この新旧対照表を見ながら、改正後の方を御覧いただきつつ、全般についても御説明をしたいと思います。

「1 背景」。

(1) 平成15年12月8日付けで農林水産省が食品安全委員会に意見を求めてきた薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価について、食品安全委員会専門調査会運営規定によると、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会の担当となるところである。

(2) 一方で、求められている評価事項は、「抗菌性物質そのものが有するリスク」ではなく、「抗菌性物質が使用された場合に選択される薬剤耐性菌のリスク」であり、微生物専門調査会に加わった三専門調査会合同の審議が必要であると考えられる。

(3) しかしながら、三専門調査会合同の会合を開催し審議する場合には、専門委員の人数が多いことから効率的な調査審議が困難であると考えられる。

(4) これらの事情を踏まえ、平成15年12月8日付けで農林水産省が食品安全委員会に意見を求めてきた薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価並びに動物用医薬品及び飼料添加物の食品健康影響評価のうち薬剤耐性菌を介した影響の部分については、次により三専門調査会によるWGにおいて審議することとする。

「2 運営」。

(1) WGの設置。

動物用医薬品専門調査会、肥料・飼料等専門調査会及び微生物専門調査会によるWGを設置する。

(2) WGの構成。

WGは、三専門調査会に属する専門委員から構成する。また、座長が必要であると認めた場合には、専門調査会委員以外の有識者の参加を求める。

(3) 評価結果の取扱い。

WGの評価結果は三専門調査会の了解を得て、合同専門調査会の評価結果とする。また、WGの検討状況は、適宜、三専門調査会に報告する。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告につきまして、御質問等がございましたら、よろしく願います。よろしいですか。

それでは、GBR の評価手法改正案に対するコメントにつきましては、本日の御指摘も踏えて、この案を基に事務局でも再度点検した上で英文に直して、EFSA に提出することいたします。また、薬剤耐性菌の審議につきましては、引き続きワーキンググループの適切な運営に努めるようお願いいたします。

その外の議事は何かありますか。

○小木津総務課長 特にございません。

○見上委員長 それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして「食品安全委員会（第 173 回会合）」を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、1 月 18 日木曜日 14 時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、来週月曜日 14 時から、農薬専門調査会幹事会が公開で開催。

引き続き、総合評価第二部会が非公開で開催。

16 日火曜日 14 時から、遺伝子組換え食品等専門調査会が非公開で開催される予定となっております。

本日は、どうもありがとうございました。以上です。